

第1回 道路交通法の在り方に関する検討ワーキンググループ 議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年5月22日（火） 11：00～12：00
- ・開催場所：合同庁舎2号館地下1階警察庁第7・8会議室

・出席委員等

中央大学法科大学院法務研究科教授 藤原静雄（座長）
早稲田大学名誉教授 石田敏郎
公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子
慶應義塾大学大学院法務研究科教授 鹿野菜穂子
首都大学東京法科大学院教授 木村光江
一般社団法人日本自動車工業会自動運転検討会主査 横山利夫
警察庁交通局交通企画課長
警察庁長官官房参事官（高度道路交通政策担当）
警察庁交通局交通企画課自動運転企画室長
警察庁交通局交通企画課理事官
警察庁交通局交通企画課課長補佐【欠席】
警察庁交通局交通指導課課長補佐
警察庁交通局交通規制課課長補佐
警察庁交通局運転免許課課長補佐

・オブザーバー

法務省刑事局刑事課参事官
外務省国際協力局専門機関室長
国土交通省自動車局技術政策課国際業務室長

2. 議事進行

2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

※事務局より座長候補として藤原委員を推薦し、委員からの承認を得た。

2.2. 討議

自家用の自動運転車について討議した。各委員からの主な意見等については、次のとおり。

- ・ 自動運転技術は開発途上であるため、制度の検討に当たっては、技術の進展を妨げるものとならないよう留意する必要があるだろう。
- ・ 現時点では自動運転車についてどのような事故が発生するか分からない。そのため、ドイツ改正法等を参考とし、大枠をルールに定めた上で、細かい部分については柔軟に対処していくのではないかと。
- ・ 最低限必要になるルールを定めた上で、具体的な事項については技術の進展に即して柔軟に変えられるようにしておくべきであろう。
- ・ ドイツ改正法のように、自動運転車に関する基本的な考え方をまず宣言する必要があるのではないかと。
- ・ 自家用の自動運転車の場合、混在交通下での使用を前提としており、原則的には自然人が運転操作を行う従来の自動車と同じようなルールが適用されるというのが基本的な考え方だろう。その上で、自動運転モード中の走行について個別に検討を要する部分があれば、検討していくのではないかと。
- ・ 仮に、自動運転車を利用する度に個別の申請が必要となると、利用者の手続きが煩雑となり、自家用車としては利用しにくく、また、自動運転の普及の妨げになるおそれがあり、ひいては技術開発の進展を妨げるおそれも生じ得ることに留意が必要である。
- ・ ルールの検討に当たっては、「自動運転に係る制度整備大綱」にもあるとおり、過渡期を想定したものであること、車両と人間の操作等の組合せにより従来の自動車と同等以上の安全レベルを達成すること等を基本とすべき。
- ・ 自動運転モードは、当然、運転者の意思で起動されるものではあるが、開発側では、運転者の誤使用を防止する設計も目指されている。設計の自由度が残るような制度が望ましい。
- ・ 安全確保の観点から、運転者が意思をもって自動運転モードを使っていることを確認する必要があるだろう。自動運転モード中か否かを運転者が認識しながらシステムを使うことが重要であろう。

2.3. 閉会

(以上)